

社内セミナーに講師を派遣します

# イヤでも60歳でしなければならないこと

## 年金・雇用保険・健康保険・所得税…の手続き

団塊の世代が定年退職を迎え、年金や雇用保険など、60歳以降にしなければならないことが数多くあります。総務の担当者や従業員本人が知らないと損をする情報を、法律と実務に精通した社会保険労務士がわかりやすく解説します。



**<60歳で定年退職>…従業員本人がやらなければなりません。**

- ・厚生年金の請求は60歳でしておくべきです、遅らせて金額が増えるのは国民年金だけです。
- ・雇用保険と厚生年金は有利な方を選択しますが、金額だけでなく税金なども考慮します。
- ・退職後の健康保険は、国民健康保険より任意継続の方が有利な場合が多いです。

**<60歳から再雇用>…会社のすべきこと、知らないといけないことがあります。**

- ・給料が下がる場合、社保での同日得喪、ハローワークの60歳賃金登録は会社の義務です。
- ・在職老齢年金と高年齢雇用継続給付を活用すれば、手取りのマイナスをカバーできます。
- ・社会保険に加入しなければならないのは、労働時間の長短だけで給料は一切関係ありません。

## 貴社が企画する研修に最適の講師を派遣します

- ・定年退職予定者を一同に集めて、これからすべきことを解説する
- ・総務や人事の担当者など、少人数に徹底的に指導する
- ・役員やその家族に、会社経営に必要な知識と自分たちに有利な情報を提供する
- ・個別に相談を受ける

研修内容	団塊の世代を雇用する会社が知らないで困ること(年金・雇用保険・労基法など)		
時間	①2時間	②半日(3時間半)	③1日(7時間半)
人員	最低5人	5人以上なら何人でもお受けします	
講師料	①60,000	②100,000	③200,000 参加者100人超の場合は別途相談 交通費は実費をいただきます
テキスト	当社発行のものを参加者分ご購入いただきます		